

障害認識に対する二つの誤解について

上農 正剛

On two misunderstandings of epistemology of hearing impairment

Seigou UENOU

Abstract

In study of education for deaf and hard of hearing children, the concern with epistemology of hearing impairment has been growing for the last several years. We can see many discussions in scholarly associations and papers. However, it is a fact that there are two basic misunderstandings in the usage this conception. The first misunderstanding is a mixing two conceptions, the epistemology of hearing impairment and acceptance of disability as a same idea. The second misunderstanding is a negative reaction to the idea of epistemology of hearing impairment for reason the usage the first misunderstanding.

The purpose of this article is to analyze the logic of two misunderstandings and arrive at a corrected explanation of the conception of epistemology of hearing impairment.

Keywords : epistemology of hearing impairment, acceptance of disability, risk and benefit, understanding of different culture

キーワード：障害認識論, 障害受容, リスク (損失) とベネフィット (便益), 「異文化」理解

はじめに

この数年、聴覚障害児教育の領域では「障害認識」という問題が重要な検討課題の一つになっている。毎年開催される主要な定例研究集会においても必ず「障害認識」を冠した分科会が設置され、それぞれ研究が発表されていることから、この状況が見て取れる。様々な場所における議論や論文上で「障害認識」という言葉はかなりの頻度で使用されており、この概念は共通認識された基礎用語として流布し、理解されているようにも見える。しかし、「流布」している状況が直ちにそこに正確な「理解」が伴っていることを保障しているとは限らない。むしろ、この「障害認識」という言葉の一人歩きには再検討を要する面がある。別言すれば、ある程度認知され、流布し出している今だからこそ、「障害認識」とは何かという問題について、再度しっかり検討しておくべき必要がある。

誤解された状況

まず、現在、「障害認識」という言葉（概念）はどのような状況、文脈の中で使われているのだろうか。そこにはいくつかの特徴がある。まず最も多いのが、「障害受容」という従来採用されて来た類似概念（と一部の人が誤解、誤認している）との混同、同一視。そして、その必然的結果としての二つの概念の「併用」という傾向がある。詳しくは後述するが、今もって、「障害認識」を「障害受容」の言い換え、あるいは新たな表現といった程度の理解の仕方をしている人たちがいる。少なくとも、その「違い」について明確な理解が出来ていない状態のまま、何となく曖昧に使用しているという状況がある。その証拠に、明らかに従来の「障害受容」という考え方に基づいた内容に対して「障害認識」という言葉を当てはめたり、ある資料にタイトルをつける場合に、「障害の認識と受容」というような「併記」が何の疑いもなくなされていたりする。¹⁾これは「障害認識」という概念が何なのか、それが「障害受容」とはどのように根本的に異なっているのかを正確に理解している場合には決して生じる筈のない誤解である。

それから、次のような、誤解とは言えないが、「障害認識」の本質というより、それが結果として派生的に照射する現実面の問題だけを取り上げ、そのこと自体が「障害認識」であるかのような理解の仕方になっている状況も少なくない。例えば、「耳の構造と機能を教えて、

聞えないことへの自覚を育む」とか、「聾者の先輩の話を聞いて歴史を知ろう」とか、「手話を覚えて、伝え合う楽しさを味わおう」、あるいは「聴者と出会った時、どのようにコミュニケーションをすればいいか、実践的な対処法を身につけよう」等というような「障害認識」そのものとは微妙にずれた取り組みがそれである。勿論、このような「障害認識」という視点が結果として導き出す実際的问题を取り扱うことに意味がない訳ではないが、もしそこに、そのような実際的问题を取って再検討しなければならない必要性、本質的根拠は何なのかということについてのしっかりした自覚（哲学的基盤）がないのであれば、やはりその取り組みは継続性の中でそれ自体として深化、発展はしないのではないだろうか。

つまり、「障害認識」という名前のもと、何か新しい取り組みをしているつもりではあっても、その本質理解が希薄であれば、実際、その対応がもたらすものは大人（教師）側の一方的な理念の押しつけでしかないという意味で、従来「障害受容」という概念とそれに基づく対応がもたらしてきた状況と何ら変わらないということになってしまうということである。

流布しつつ、なぜ、「障害認識」という考え方は今もってこのような誤解やずれの中に置かれているのだろうか。そこには、おそらく、根本的な二つの問題がある。一つは、「障害認識」という新たな概念はどのような経緯で聴覚障害児教育の領域で使用されるようになったのかという「歴史」の問題である。「障害受容」ではなく、なぜ、わざわざ「障害認識」という観点が必要になったのかという問題である。二つ目は、「障害認識」という概念（物事の見方、思考方法）が持つ理論的構造と哲学的根拠、特性という「土台」の部分の意味がきちんと周知されていないという問題である。端的に言えば、おそらく多くの人が、実は、「障害認識」とは一体何を問題にしているのかよくわかっていないままで使用し合っているということではないだろうか。皆が勝手なイメージの中でおぼろげに、曖昧に、あやふやに、しかし、ある種の「本質的」装いを凝らしつつ何事かを発言するときに、「障害認識」という概念が奇妙な役割を果たしている訳である。

このような誤解されたままの理解状況、使用状況では、「障害認識」という概念が本来持っていた批判的機能も十分には発揮できないし、この概念（思考方法）を積極的に導入することで初めて遂行できる筈の従来の聴覚障害児教育の根底にあった障害観への問い直しという根源的作業も停滞せざるを得なくなる。この事態を正す意味で以下に問題状況の分析と再検討を試み、「障害認識」という思考方法が持っている本質的意味を改めて提示してみたい。

二つ目の誤解－聾者からの反発

誤解や理解のずれを正す意味で、改めて、「障害認識」という概念（思考方法）の歴史と理論的構造、ならびに哲学的意味を説明する前に、「もう一つの誤解」状況を取り上げておきたい。前述した誤解やずれは主に聴者の教員や関係者間で生じているものだが、二つ目の「誤解」は聴覚障害者、つまり聞えない当事者により確信された「誤解」だけに重要である。

先にも述べたように、「障害認識」という言葉（概念）は多くの教員、研究者の間では既に重要な検討課題として認知されているし、言葉としても事実、流布している。しかし、それはあくまで「聴者」の教員や研究者に関する話である。教員でもなく、研究者でもない一般の聾者にとって「障害認識」という考え方は必ずしも評判がいい訳ではない。無関心であったり、場合によっては批判、反発の目で見られていることさえある。何故だろうか。そのような意見の代表例の一つを見てみよう。

「障害受容」、「障害認識」。正直にいいまして、非常に抵抗のある言葉です。私が上京したのはずいぶん以前のことになりますが、当時はあるろう教育関係者が「障害受容」ということをさかんに主張していました。私がその言葉を聞いて感じたのは、いったい何を受容すればいいのだろうか、ということでした。聞えないという事実を自分自身で受け入れる、といわれてもピンとくるものがないのです。なぜなら自分自身がろう者だということとはあたりまえなのですから。いまさら受け入れるものもないわけで、そこに決定的な意識のずれを感じました。そんな私に求められたのは、まず聞えないという自分を受け入れて、次に聞えないがためにふりかかる問題を解決していかねばならないというもので、彼らから私は勉強不足なのだと思われつけられてしまいました。そういわれて、当時大学生だった私は、なんとなく納得してしまったのです。でも、家族がみんなろう者（デフ・ファミリー）である自分を省みたときに、障害者であるがゆえの問題など何もないのです。ろうであることをごく当然のこととして何不自由なく生活しているのです。大学生活においては、聴者に囲まれていますので、確かに話が通じなかったりということはありません。でも、それは「キーワード＝なんだ」⁽²⁾で解決しており、そんな自分には「障害受容」という言葉はまったくナンセンスなものなのです。

ただ、中途失聴者にあてはめて考えてみた場合、的を

得た（原文ママ）言葉です。聞えていた人が「聞えない」という状況に陥った場合、今までの自分とのちがいを受け入れなくてはならないからです。

ろう者にとっては、まわりと自分が通じないことがあってもそれはたいしたことではありません。（ただし、緊急事態の場合は別です。）ろう者に「障害受容」などという言葉はなんの意味もありません。」木村晴美（2000）146-147頁

障害認識とは何かという問題を考える際、この聾者である木村の言葉からはいくつかの重要なことが読み取れる。主張の趣旨は極めて明解である。「ろう者に「障害受容」などという言葉はなんの意味ない」ということである。理由は文中にはっきり述べてある。聾者の日常やデフ・ファミリーの家族関係を知らない一般の人が木村が述べている「理由」をすんなり理解、納得するかどうかは微妙な問題かもしれないが、少なくとも筆者には「障害受容」という考え方が聾者にとっては如何に受け入れがたい不自然なものなのかという木村の説明は十分に理解できるし、反論するつもりも全くない。その通りだと思う。

問題は、この文の冒頭に、「障害受容」と「障害認識」が併記された上で（つまり、二つを同一に扱った形で）、「抵抗のある言葉」とされている点である。日本語の文構造からいって、この文章で「障害受容」に対して向けられている反発と批判は、「障害認識」にも同様に向けられているとしか読めない。つまり、木村にとっては「障害受容」と「障害認識」は同じものとして理解されているのではないだろうか（この節には本文とは別に見出しとして改めてゴチックの活字で「障害受容・障害認識とろう者」というタイトルがついている）。

先に記した第一番目の誤解、つまり、「障害受容」を容認（肯定）した上で、その類似新規概念として「障害認識」を採用するという状況（あるいは、手話言語への注目等の新たな題材を取り上げることで「障害認識」的取り組みをしていると考えてしまう表層的理解）も明らかな「誤解」なのだが、この木村の批判に見られるような、「障害受容」と「障害認識」という二つの概念を同一視した（つまり、第一番目の誤解をそのまま受け入れてしまった）上で、「障害認識」に対しても批判、反発するというさらなる二つ目の誤解も生じているということである。

しかし、このような誤解の上での反発、批判という問題が、それも聞えない当事者である聾者や難聴者から生じてしまうということは一体何を物語っているのだろうか。それは取りも直さず、先に木村が述べているように、

「障害受容」という従来、聴覚障害児教育の世界では自明のものとして、事実、多くの教員、研究者によって支持されてきた重要概念が、実は聞えない当事者にとっては極めて不自然で不適切なものであったということなのではないだろうか。そして、それを教育的「善意」のもとに強要され、無理やり適応され続けてきた当事者たちの中に違和感と不全不快が堆積していたということである。その忍従させられて来た違和感と不全不快はいつしか強い不信と反発となり、聴覚障害者の中に根をおろしたのかもしれない。その事情は木村の短い言葉の中に正確に表現されている。残念ながら、その感情が「障害受容」と「障害認識」という本来、根本的に異なる二つの概念を同一視させてしまい、その上での一緒くたの批判、反発という状況になったのだろう。多くの聴者でさえ「障害認識」という概念を誤解していることを考えると、聾者の二重の誤解を責めることは出来ない。と同時に、「障害受容」という概念を採用、称揚した時のように、一旦誤った概念を当事者であるマイノリティに適用してしまうと、その結果、それにより苦しめられたマイノリティの人々の中に生じる反発が如何に強固なものとなるか、そしてそれが物事を判断する際の決定的価値基準になるという意味で如何に大きな影響を与えるか、そのことを私たちは深く反省する必要があるだろう。アイデンティティに関して極めて不愉快な思いをさせられたという記憶は当事者にとっては容易には拭い去れない。

聞えない当事者から「障害認識」という概念が「障害受容」と混同、同一視された上で批判、否定されていることは誠に残念だが、その「誤解」状況から、まず最初に私たちが考えなければならないのは、「障害」と私たちが名指しする身体をめぐる〈関係〉現象と価値づけの成り立ちという問題そのものについてであろう。「障害の受容」や「障害の克服」ということを非障害者である人間が障害者である当事者に向かって「善意」として言ってきた訳だが、その行為が一体どのような心理的、権力的「構造」を持っていたのか、今一度、厳密に考え直してみなければならないと思う。私たちは何故、聞えない人間に「聞えない」ことを〈障害〉として認めさせ、なおかつ、それを「受容」させようとしてきたのだろうか。それを厳密に徹底的に検討することこそが「障害認識論」の仕事なのである。

「障害認識」概念の成立経緯

筆者は既に「障害認識」に関する理論的枠組みを試論として提示した(上農2000)。基本的な骨子についてはそ

こで概略を説明したが、前述した二つの「誤解」状況を改めて念頭に置いて、本論で再度、要点を明確にしておきたい。

まず、「障害認識」という概念が聴覚障害児教育の領域に登場してきた経緯(歴史)について説明する。この歴史についてはいくつかの異なる流れがある。一つは、聴覚障害児教育(聾教育)の中での主流的な状況である。聾学校の教員として最も早い時期に「障害認識」という問題を提示した木島照夫(当時・東京都立足立ろう学校、現在・東京都立大塚ろう学校)は状況を次のように証言している。

「障害認識」という言葉について、補足して訂正しておきたいことがある。1978年栃木聾学校が同時法を導入した時に、「障害の受容」という言い方で初めて障害認識的な考え方を取り入れた。ただ手話を使えば良いということではなく、ろう教育の中で培われてきた障害者観が違うのではないかという意味で「障害の受容」という言葉を使ったと思う。その後、1991年に京都聾学校が全日本聾教育研究会で「障害の自己認識」という言い方をし、それ以後は、「障害の受容」と「障害の認識」が混同して使われてきていた。もともと「障害の受容」という言葉は、中途失聴者が聞こえなくなったことをどう受けとめていくかということを出てきた言葉だ。先天性のろうの場合、「障害の受容」というのはおかしいという議論があって、1995年のろう教育を考える全国集会(和歌山大会)の時に「障害の認識」という言葉が使われだした。いろんな議論の結果「障害の認識」という言葉に統一されてきたと思う。」木島照夫(1999)103頁

聾教育の現場では、まず、「障害の受容」という考え方が導入された伝統がある。しかし、その概念が手話言語の採用ならびに、それに伴う聴覚障害児のアイデンティティとの兼ね合いの中で、実際面で徐々に不適合を生じ始めた。その結果、修正変更が必要となり、その中で、「自己認識」、「障害理解」等の概念を経つつ、「障害の認識」という表現へと取って変わられてきた。

ここで特徴的なことは、聾教育の現場の中から「障害認識」という新たな概念が出てきた背景には、まず従来の口話法による指導から手話を導入した指導へのドラスチックな変化があったこと。そして、それに伴ない、子供たちのアイデンティティ再構築(支援)教育も同時に必要になってきたことがある。つまり、聾教育の現場から立ちあがってきた「障害認識」概念は、子供たちへの実践的対応、具体的指導プログラムとして模索されてきた

側面が強い。そして、このことは結果として次の二つの要素を生み出した。子供たちに対して「何をすればいいのか」、「具体的に授業でどう取り組めばいいのか」という対症療法的な実践技術それ自体に勢い目が行ってしまう傾向を招来したという点。その結果、「障害受容」という当初導入された概念がもたらした「ずれ」や「不適合」の意味、問題性を深く検討することなく、単に対応技術上の表層的修正（スモールチェンジ）として事態が推移して来てしまったという面がある。本質的な根本の部分、つまり、障害観自体の根源的問い直しという哲学的手続きがほとんど希薄、脆弱なまま、呼び名と目前の対処法だけが表層的に「取り替え」られてきた状況がある。今もって聴覚障害児教育の現場では「障害受容」と「障害認識」の本質的違い自体がきちんと理解されていないのは、このような「流されてきた」状況があったからであろう。

また、この教育「現場」的発想はどうしても子供たちへの対応ということが最優先される結果、子供たちの障害の理解の仕方それ自体をどうにかしようということになりがちになる。つまり、やはり、無意識のうちに、教師（聴者）側が整えた何らかの障害観を子供たちに向かって「与える」（押しつける）結果になることが多い。前述の木村が厳しく反発したのもこの点である。問題は、その「与えよう」とした聴者側が考えた障害観自体がまず適切なものかどうか、あるいは、その「適切さ」はどのようにして確認されたのか、それは「誰にとって」の適切さなのか、等々のことなのである。このような本質的課題を全く不問にして、あるいはそのような問題視点があること自体に全く無頓着なまま、「障害認識」という言葉を使用しているとすれば、それはやはり事柄の本質に関して何も理解していないということになる。そのような「無自覚」な態度をこそ、「障害認識」という批判的思考方法は問題の対象にしようとしているのである。

認識論（エピステモロジー）という視点

聴覚障害児教育の中で、この聾学校の教育現場からとはまた違った所から「障害認識」という概念を提示してきた流れがある。それが筆者がおこなってきた作業である。難聴児の個人指導に従事してきた筆者は当初より聾学校や難聴学級の教員とはまた異なった問題の理解の仕方をしてきた。聞えない子供たちは一体どのような要素でその自己理解状況、言語環境、知的能力を決定されるのか、それは取りも直さず、家庭という要因によってである。ならば、その家庭という条件は何によって決定されるのか。聴覚障害児の場合、それは母親という存在による所

が極めて大きい。そして、その母親のあり方は、その夫との関係、その母親自体の生育歴、そして何より出会う専門家（耳鼻科医、言語聴覚士、カウンセラー、保健師、学校教員）によって決定的な影響を受ける。聞えない子供の障害の状況と質は、その子供に関係する周囲の大人たちの価値観との「関係性」によって不可逆的に刻印されていく。だから、聞えない子供たちの障害を考える場合、大事なことは、子供たちに何か「障害」の理解モデルを押しつけることなどではなく、この周囲の大人たちの価値観、つまり身体観、障害観、健康観、言語観、人間観をこそきちんと問い直すことなのである。子供たちが自らの中に構築する「障害観」や「アイデンティティ」というものは、これら周囲の人間から受けた価値づけ行為という関係性の結果として必然的に形成されるものであって、それらと無関係に、ある日、学校の授業で「このように障害を認識しなさい」と言われて認識するようなものでは決してない。⁽³⁾

大事なことは、子供は生まれたその時から、自らの存在価値を刻々と認識し始めているということである。自分は周囲にどのように受け入れられているのか、いないのか。様々な刺激の入力を介し、自己像を形成していく。であるからこそ、周囲が示すどのような微細な価値づけ（反応、評価）も非常に重要な意味を持つ。ならば、問われなければならないのは、その周囲が持っている「障害」に対する価値づけの内容（価値観）である。別様に言えば、その人は身体や生命や言語の価値をどのような基準で見ているのかという問題である。そして、その基準は一体どこからやってくるのか（それらの人々はどのような経緯によって、そのような価値観を所有するようになったのか）という問題である。この価値観（障害観）の成り立ち自体を根源から問うという視点を持つか否かが、障害という「少数の身体状況」の価値をどのように理解するかという時、最も大きな、そして本質的な分岐点となる。

従来、人間の身体、生命の価値は現実的には近代医学がもたらした生物学的、生理学的、病理的価値基準で捉えられてきた（「検査」による数値化と予測、「治療」による管理、支配）。従って、「障害のある身体」はその価値基準の中で「劣等」や「異常」という位置に布置された上で、治療や訓練の対象にされて来たわけである。しかし、その近代医療が専有した特権的な価値観、あるいはそれを支えている科学（生理学、生物学、解剖学、心理学等）の知の成り立ち自体を批判的、根源的に問い直す思想的手続きが一方で試みられてきた。フランスの哲学者ミシェル・フーコー（Michel Foucault）の一連の仕

事⁽⁴⁾がそれであるし、またフーコーの師であったジョルジュ・カンギレム (Georges Canguilhem) も近代医療の中で取り扱われた「異常」という身体的判定について科学史の立場から徹底的な批判的考察⁽⁵⁾をおこなった。これらの思想的系譜は科学認識論 (エピステモロジー epistemology) と言われ、フーコーの思考方法も常にこの基盤に立っていた。彼らが追求した観点は、私たちが何かを判定し、価値づける時、その「判定」「価値づけ」の正しさ、公正さは一体何によって保障されているのかという問題であった。それは誰が決めた、どのような条件下での、誰にとって都合のいい「正しさ」なのか、そのように考えを詰めて行くと、必ず価値観や判定基準の「正しさ」には関係性や条件や構造や歴史というものが介在していることが見え出してくる。認識論という思考の手続きはそのような「見方」を人に教えるものである。

聴覚障害児教育の世界で言われてきた聞えないことに関する「障害」にも当然、この認識論的問題が内在していた筈である。筆者は以前からそう考えてきた。私たちの中にある聞えないことを「障害」、つまり「劣ったもの」、「恥ずかしいもの」、「治療すべきもの」と捉える病的価値観、「聞えなければ言葉は習得できない」と短絡する音声言語絶対主義の言語観にせよ、結局、それらは私たちが自明のものとして無意識に絶対化している一つの「認識」の立場にすぎない。それが人間の「認識」である以上、やはり認識論的検証の対象になる。聞えない子供を持った親の多くは、障害が発見されると何故に極度に落胆し、怯え、嫌悪し、そして闇雲に子供が「聞える」ようになることを望むのか、何が親をそうさせているのか、医療の専門家は何故に、聞えないことを劣等に評価し、価値づけ、その後、治療、訓練しようとするのか、その行為を正当化している知識や根拠を正当化しているものは何なのか。実際、聞えない子供たちは本当に「治って」いるのか。その場合、「治る」とは具体的に一体どのようなことを想定してそう言われているのか。聞えない子供たちが治療や訓練を受けて、その結果、身につけたとされる言葉とは一体どのような言語だったのか。それは聞えない子供たちが生きていく上で、本当に役に立っていたのか。

障害認識とは筆者にとって、まずはこのような根本的な事柄を徹底的に問い直すためにあるものであった。聾教育の現場から導き出されてきた「障害認識」という問題意識は、おそらく、「障害というものを子供たちにきちんと自覚的に考えさせよう」という意味での「理解」や「認識」という日本語のニュアンスとして考えられたものであっただろう。それに対し、筆者の考えた「障害認識」は

述べたように、私たち自身の障害観自体を認識論 (エピステモロジー) 的手続きを通して根源から問い直すという明確な方法論的意識の上に構想されていた点が異なっていたと言える。

今後、「障害認識」という視点がさらに関心を集めるようになるに従い、はっきりした理念の定義、哲学的基盤 (価値観) の明確化が必要となるだろう。それは実践的対応策 (授業のデザイン、親のための研修プログラム、他の専門家との情報交換のあり方、等) を模索する上でも、不可欠である。別な言い方をすれば、病理 (医療) モデルからの障害観だけではなく、少数の身体状況や言語状況を文化的、社会的にどのように価値づけていくかという文化 (社会) モデル面での深い思考の提示ということでもある。そのためにも、認識論という視点を明確に意識することは多くの示唆をもたらす筈である。

もう一点、筆者の提示した「障害認識論」が聾学校の現場から出てきたそれと異なっていたことは、異文化理解という文化人類学的視点が理論の骨子に重要な要素として内包されていた点である。この点については、次の構造と機能の項で説明する。

障害認識という概念が浮上してきた背景にはこのような流れがあった訳だが、いずれにせよ、従来の口話法という音声言語の絶対重視状況に対する根本的な再検討、批判、反省という状況があったということは繰り返し、しっかり自覚されなければならないだろう (つまり、音声言語の単純な絶対化を温存したまま、同時に「障害認識」をも標榜するなどというような事態は本来あり得ないということである)。

障害認識論の論理構造

先述した木村の批判にもあったように、「障害受容」という概念には本質的な矛盾、不合理さがあった。筆者も既にそのことは拙論 (上農2000) で「障害受容という考え方の困難性」という一節を設け、「障害を「受容」するとは、誰が、何を、どのようにすることなのか」という問いを通して詳しく論じた。趣旨としては木村の論と全く同じである。その上で、次のようにまず障害認識論の基本的スタンスを明示した。

「…「障害認識」という概念が「障害受容」の単なる類似概念ではなく、むしろ、その批判から生じてくるまったく別の視点をもった考え方であり、障害観を構築するための独自の一つの意識された思考方法であること…」 (144頁)

あるいは別の拙論（上農2001）では次のように説明している。

「私の考え方では、この「認識」と「受容」「克服」という言葉の意味はまったく違うものです。さらに言うならば、「受容」あるいは「克服」という考え方は障害に対する考え方としては非常に不適切なものであると私は考えています。つまり、「受容」や「克服」という考え方の成り立ちをその根本から本質的に批判、否定することから生まれてくるのが「障害認識」という考え方なのです。」（6頁）

つまり、「障害認識」という概念は「障害受容」の批判概念であり、その対立概念なのである。このことは改めて明言しておきたい。それを踏まえた上で、ならば「障害認識」とは障害をどのように捉える考え方なのか。その理論的骨子については既にある程度、拙論で提示しているので、ここでは改めて別方向からの説明を補足として試みてみたい。

聞えない子供の世界で、「聞えない」という身体状況を〈障害〉と価値づける文脈（状況）は二つある。医療的文脈と教育的文脈である。そして、それぞれの文脈は共通して〈言語〉というものと深い関連を持っている。この二つの文脈の中で、聞えない子供たちは〈障害〉児と認定され、価値づけられ、その〈障害〉を治療、軽減するため「訓練」を受け、「教育」される。そして、その結果、音声言語を習得するということになっている（あるいは、それに準じた成果があったことになっている）。

聞えない子供を治療、訓練、教育するためには、まず、前提として、その子供たちの身体、つまり「聞えないこと」が劣等で、異常な、問題のある身体であるということを受容し、納得のいく手続きで価値づけなければならない。そのために医療者は聞えない子供の身体を検査で測定し、数値化し、評価し、管理し、支配する。その価値づけ行為は客観的、科学的な手続きであることを通して正当化されている。問題はその手続きを通して具体的に何がもたらされるのかということである。成果は一体何なのか。それはどのようにして確認されているのか。これが障害認識論の思考が問題にする所である。

最近、先端医療や生命倫理の世界では「リスクコミュニケーション」という観点が導入され、何らかの医療技術が選択される場合、リスク（損失）とベネフィット（便益）という問題が厳しく検証されるようになっている。聞えない子供たちがその身体を医療的文脈の中で〈障害〉と価値づけられ、その後必然のべき対応を受け

た結果、こうむるリスクと得るベネフィットとは何なのだろうか。⁽⁶⁾ そのことによって、彼は何を失い、何を手にするのだろうか。目指された音声言語という言葉は彼は結局、獲得できたのか、できなかったのか。「できた」か「できなかった」かは一体、誰が判定するのか。本人なのか、医療者なのか。その判定はいつの段階（時点）で、どのような状況を踏まえて実施されるのか。就学前の検査室での反応を見て判定するのか、小学校高学年の教室での状況を見て判定するのか。そもそも、聞えない乳幼児に最初の言葉（言語）を導入する際、私たちは一体どのような基準と根拠でそれを選定しているのだろうか。その判断はどのような先行的裏付けで正当化されているのか。同じ対応をした先行例のその後の経年的追試結果はどのようなものなのだろうか。障害認識論的思考はこのように様々な段階の価値づけ状況を、そこに付帯している関係性を通して、つまり、聞えない子供の身体に対して、その価値づけをしたのは誰であったのか、その価値づけの根拠とは何であったのかという問題を、一定の期間の中で厳密に検証して行くだろう。と同時に、生命倫理学や医療社会学の領域で問われている「公的資源の平等な分配」や「公共的公正さ」という観点から、医療や教育が持つ聞えない子供に対する「倫理的責任」という問題も注視するだろう。

このようにその一端を説明しただけでも、「障害認識」という概念（思考方法）が、一部の聴者が考えた〈障害〉についてのイメージを当事者である聴覚障害児・者に一方的に押しつけるようなものなどではないということは理解してもらえるのではないだろうか。私たちの中にある〈障害〉に関する「認識」の成り立ち自体を、その根源から、再度、厳密に検証し直す。それが障害認識論の機能なのである。

「異文化」理解としての障害認識論

最後に、障害認識という概念（思考方法）が持つ「異文化」理解という重要な機能に触れておきたい。例えば、〈障害〉という「関係的」現象がある所には、当然、双方向に影響を及ぼし合う複数の「関係の矢印」が存在している。ある医療者が聞えないその子供の身体に対しマイナス評価の価値づけのレッテルを貼る。その子供はそのレッテルを見て、当然、自分自身をマイナスに価値づける（意識する）ようになる。⁽⁷⁾ その様子を見て、その子供の母親も医療者と同じレッテルを我が子に貼りつける。そうした上で、今度はその貼ったレッテルを少しでも剥がすことが大切だと考え、一生懸命その努力を重

ねる。つまり、聞えない子供は「聞えないから駄目だ」というレッテルを貼られ、その後、今度は「だから少しでも聞えるようになる」ことを求められ、その強固に貼られたレッテルを自ら剥ぎ取る努力を強いられる。

残念ながら、私たち聞える人間は、聞えない子供たちをこのような形でしか理解できないのだろう。ここには二重の隔りがある。結局、聞える人間には聞えない人間は「異文化」であり、そのことの意味を「理解」するのは容易ではない。私たちは理解困難な異文化に対しては、それを無理やり「同化」させるか、さもなくば何らかの方法で「排除」するのが常であった。もう一つの隔りには、互いが「他者」であるというさらなる根源的隔りである。他者のことはわからないし、その他者のことに対しては私たちは他者ゆえに関心を持つことはあまりない。他者の痛みは結局、どこまでいっても他者の痛みでしかない。私たちの世界はこのように「異文化」と「他者」という二重の隔った「関係性」「無関心さ」により構成されている。

だから、私たちが他者を価値づけることで他者を認識し、他者から価値づけられることで認識されるという、おそらく誤謬や不適切な判断をも含んだ状況も、まずはそこから始めるしかないという意味で、止む無き出発の契機だとも言える。障害認識という思考方法は、異文化同士の、そして他者同士の理解困難さを前提として自覚することで、むしろ許される限りの「理解」可能性を慎重に手繰り寄せようとする試みである。聞えない人間が持つ聞える人間にとっての「異文化」性は、聞える人間が持つ聞えない人間にとっての「異文化」性と本質的には双方向的に全く対称、平等なのである。

この「異文化」性、「他者」性の自覚という観点は障害認識という概念に次のような機能をもたらす。障害認識を踏まえた教育プログラムを構想する際、その根本理念として、バイカルチュラル（二文化）教育が遵守されなければならない。つまり、聞えない人間にとっての自文化の学習のみならず、聞える人間の文化（聾者には異文化）についても十分に学ぶ必要がある。そのためにこそ、前者の学習には手話言語の獲得と、後者の学習のためには書記日本語の習得が必須となってくるのである。

障害認識論という思考方法の中にあるこの「異文化」理解という重要な要素を考える時、さらに次のことが言える。難聴者は幼少の頃より音声言語の獲得のみを求められ、聴者のようになることを目指して成長させられる。しかし、音声言語面で聴者のようなレベルになることは困難である。そして、思春期になり、言語面でも、精神面でも壁にぶつかり苦しむことが多い。「自分は聞える

人間なのか、聞こえない人間なのか、一体何者なのだろう」と煩悶する。アイデンティティが極めて不安定になる。⁽⁸⁾ だから、このような状況に陥りやすい難聴者にこそ、障害認識の再構築は必要なのだという見方がすんなり成立するのもかもしれない。このことは逆に、障害認識という概念はそのような難聴者や中途失聴者にこそ必要なものではあっても、幼少時より手話環境の中でネイティブサイナー（手話の母語話者）として育ってきた聾者には本来、無縁、不必要なものであるという考えにも通じている。

しかし、果たして本当にそうだろうか。筆者はそうは思わない。障害認識論が投げかける問いはすべての立場に及んでいる。何故なら、私たちは、例えどのような立場であれ、他者から見れば誰もが常に「他者」という「異文化」として存在しているからである。聾者は聴者にとっては理解困難という意味で「異文化」以外のなものでもない。しかし、同じように聴者の存在は聾者にとって常に理解困難な「異文化」以外のなものでもないだろう。自文化の同質性から見た場合の「異質さ」を仮に〈障害〉と見なすならば、聾者から見れば聴者は「障害者」なのである。⁽⁹⁾ そして、聾者といえども、日本という共通空間に共に暮らす以上、そこにいる聴者という「異文化」の人間を理解する試みから何事かを学ぶことは出来るのではないだろうか。「障害受容」を強要するような不適切な押しつけを振り払うのは当然の事として理解できるが、「障害認識」という思考方法は見てきたように元来「障害受容」とは全く性質を異にしたものである。それは何か固定的な考え（障害観）を押し付けようとするものなどでは全くない。むしろ、そのような行為の不適切さを指摘し、是正するためにこそ機能する批判的検証の思考手続きなのである。と同時に、それぞれの立場の者が、自分にとっての「異文化」や「他者」から何事かを学び、そのことを通して、自文化の価値を改めて発見する、そのような思考訓練に私たちの精神を誘導する哲学的経路が障害認識論なのである。

木村の批判が告発しているように、「障害受容」の不適切さについては速やかに是正されなければならないだろう。同時に、「障害認識」という概念についても、「混同」や「誤解」ではなく、まずは正しい理解が確保されなければならない。

註

- 1) 例えば手元の資料「平成13年度研究紀要」(宮崎県立延岡ろう学校)収録の「資料・発達段階表」の一つに「障害の認識と受容」というタイトルが明記されている。
- 2) ここで木村が述べている「キーワード=なんだ」とは次のようなことである。「レストランで注文をすませ、待っていると、自分の注文とちがう料理が運ばれてきたりすることがありますね。そんな時ろう者は、自分の注文したものではないが、まあ、いいやとさほど気にせず、その料理を食べてしまいます。その時の心境が、先ほどの「キーワード=なんだ」なのです。本人は深刻に受け止めていないのに、聴者はそれを非常に重大なことととらえてしまいます。しかし私たちろう者にとって、こんなことはとりたてて気にするほどのことでも何でもありません。(略) ろう者は毎日の生活を聴者社会のなかで過ごすことを余儀なくされています。その聴者社会で過ごす時間のほとんどが「キーワード=なんだ」の繰り返しです。聴者が非常に重大ととらえることも私たちはすべてこのキーワードで解決済みなのです。」木村晴美2000(138-139頁)
- 3) 聴覚障害児がどのように自己イメージを形成していくかという問題については上農2001, 20002で述べた。
- 4) ミシェル・フーコー著『精神疾患と心理学』、『狂気の歴史』、『臨床医学の誕生』、『監獄の誕生』等
- 5) ジョルジュ・カンギレム著『正常と病理』、『反射概念の形成』、『生命の認識』等
- 6) この問題については上農正剛2003参照。
- 7) 注3) 参照
- 8) 上農2002参照
- 9) 手話を学習したことのある人ならば、呑み会等で周囲は聾者だらけで、聴者は自分だけしかいないというような状況を経験したことがあるだろう。その時、そこではマジョリティの「公用語」「共通語」は手話なのであって、その言語が使用できない聴者は意思疎通ができず、一人だけ全くの孤立無援状態に置かれる。そして、自分がある意味で「障害者」(少数派)になっていることを発見するという奇妙な体験をする。

引用・参考文献

- 1) 木村晴美 「ろう文化とろう者コミュニティ」『障害学を語る』120-150頁, エンパワメント研究所(2000年)
- 2) 資料 「平成13年度研究紀要」(引用箇所頁数記載なし) 宮崎県立延岡ろう学校(2002年)
- 3) 木島照夫 「ろう教育の“明日”を求めて 第11集」(第11回ろう教育を考える全国討論集会の記録)103頁, ろう教育の明日を考える連絡協議会(1999年)
- 4) 上農正剛 「障害「受容」から障害「認識」へ」『九州保健福祉大学研究紀要』第1号, 141-49頁(2000年)
- 5) 上農正剛 「聴覚障害児教育における障害認識とアイデンティティ」『全聴教』第17号, 4-27頁, 全国聴覚障害教職員協議会(2001年)
- 6) 上農正剛 「難聴児の自己形成方略-インテグレーションの「成功例」とは何だったのか」『九州保健福祉大学研究紀要』第3号, 79-93頁(2002年)
- 7) 上農正剛 「医療の論理, 言語の論理-聴覚障害児にとってのベネフィットとは何か」『現代思想』11月号, 166-178頁, 青土社(2003年)
- 8) ミシェル・フーコー 『臨床医学の誕生』みすず書房(1969年)
- 9) ミシェル・フーコー 『ミシェル・フーコー思考集成I』筑摩書房(1998年)
- 10) ジョルジュ・カンギレム 『正常と病理』法政大学出版局(1987年)